[明石市長への要求書]

明石市労働組合連合会

202夏季一時金についての要求書

地方自治の発展のため日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。

今年の春闘は、大企業中心に昨年を上回る賃金引き上げの回答が目立ちましたが、中小企業は、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギーや原材料価格の高騰で円安が進み、状況は一変しています。しかし、自治体職員にとっては、生活費補填としての役割を持つ一時金の引き上げは、極めて切実な要求となっています。

また、国家公務員の「非常勤職員」の約80%に支給されている一時金の勤勉手当については、市町の「会計年度任用職員」にも早急に支給されるべきであり、職場に差別と分断を持ち込むものを認めるわけにはいきません。

こうした組合員の生活実態を踏まえ、2022年の夏季一時金についての要求書を提出しますので、貴職の誠意ある回答を求めます。

なお、回答については、5月24日までに文書をもって具体的に提示されるよう申し入れます。

記

- 1. 月収の2. 60ヵ月を支給すること。
- 2. 一時金の役職者加算を撤廃し、一律配分に改め増額すること。
- 3. 「勤勉手当」への成績率導入は行わず、全額期末手当とすること。
- 4. 勤勉手当未支給者に勤勉手当相当分を支給すること。
- 5. 労使交渉妥結後、2022年6月30日までに速やかに一括で支払うこと。